

# 兵庫県水上オートバイ 「安全宣言ショップ制度」の運用開始

作成年月日	令和4年7月27日
作成部局課室名	土木部 港湾課

水上オートバイの安全な利用を推進するため、**指導や啓発に積極的に取り組むショップ**を**募集**し、安全安心な兵庫の海づくりを実現

## 1 対象者

- 県内に店舗を有し、水上オートバイ関連の事業(上下架、レジャー等)を行っている事業者

## 2 安全宣言ショップの取組み

### 内 容

- ① 県条例 (R4.7.1改正) や県自主ルール、マナーの普及啓発・周知
- ② 自らも県条例や法令、県自主ルール、マナーを遵守
- ③ 法令・ルール遵守を誓約できないユーザー等の利用拒否
- ④ 水上オートバイ利用にあたり、他の海域・海岸利用者も尊重

## 3 安全宣言ショップへの支援

- 県ホームページへのショップ名の掲載
- 啓発グッズ (リストバンド等) の配布



指導や啓発を行った水上オートバイユーザーに配布するリストバンド

安全安心に  
水上オートバイを楽しみましょう

**Laws** 改正「水難事故等の防止に関する条例」  
令和4年7月1日 施行


- ✓ 危険行為 に対する 罰則の強化
- ✓ 飲酒操船等 に対する 罰則の創設
- ✓ 飲酒検知 に関する 規定・罰則の創設

**Rules** 県自主ルール

- ✓ 遊泳者等 から概ね 100m以上離れて航行
  - ・やむを得ず100m以内に近づく場合は、最速で離れよう
  - ・ローカルルールが設定されている場所では、ローカルルールを遵守してください
- ✓ 飲酒操縦の禁止
  - ・飲酒による水上オートバイの操縦は大変危険です
- ✓ 港湾・海岸等での 迷惑行為の禁止
  - ・ゴミ放置、迷惑駐車、騒音等の行為は止めましょう

**Manners** 水上オートバイ利用者のマナー

- ・港内や航路、また岸近くではスピードを落とし、他船等に引き波で迷惑をかけないようにしましょう
- ・不必要な空ぶかしやアイドリング保持はやめましょう



▲県の取組み詳細

## 4 受付開始

令和4年7月27日 (水)

問い合わせ先

土木部港湾課港湾企画班 TEL:078-362-3536